

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩佐信宏

秋田県教育委員会規則第一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(秋田県立高等学校学則の一部改正)

第二条 秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第八条第二項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第九条中「出身中学校長」を「出身の中学校長、義務教育学校長」に改める。

様式第三号(1)から(3)まで中「出願者」の次に「出願者」の次に「出願者」を加える。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第三条 教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(秋田県立中学校学則の一部改正)

第四条 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「を卒業し、又は」を「若しくはこれに準ずる学校を卒業し、又は義務教育学校の前期課程若しくは」に

改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。